

報告第2号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月1日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月12日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- | | |
|----------|---|
| 1 事故発生日時 | 令和5年9月27日 午後3時45分頃 |
| 2 事故発生場所 | つくばみらい市陽光台4丁目14番1
アイグラン保育園陽光台 駐車場 |
| 3 和解の相手方 | |
| 4 事故の概要 | 公用車で保育園駐車場から道路に出ようとした際、公用車の左側側面を駐車場出入口の鉄製ポールに接触させ、損傷を与えた。 |
| 5 損害賠償額 | 131,307円 |
| 6 市の過失割合 | 100% |